

自宅の固定電話や電力の契約の電話勧誘トラブルを防ぐために

ご自宅の固定電話や電力に関する契約について「勧誘電話を受けたら、契約するつもりは全くなかったのに契約成立にされた」「勧誘電話で受けた説明と異なる不本意な契約になってしまった」等のトラブルはありませんか？



◎事例紹介「固定電話契約のトラブル 編」

数年前から、自宅に、固定電話の契約に関する勧誘電話が次々とかかってくる。その都度、勧誘業者に「うちには若い人がいない。インターネットは全く使わない」等と伝えていたが、いつのまにか、契約内容もよくわからないまま複数の電話会社に電話料金を支払い続けている。しかも、毎月の電話料金は、数年前の2、3倍以上だ。電話会社に電話して解約したいと伝えたら、高額な違約金がかかると言われた。

◎事例紹介「家庭用の電力契約のトラブル 編」

数週間前、昔から契約している地元の大手電力会社A社を名乗る電話がかかってくる。話を聞くと、料金が安くなると言われ、相手の指示に従い、A社の検針票に記載された顧客番号を相手に伝えた。その後、B社という電力会社から書面と返信用封筒が届いた。B社と契約するつもりは全くなく、書面に記入してB社に返信さえしなければ契約は成立しないだろうと思い、書面を放置した。その後、B社から電気料金の請求を受けた。

◎五所川原市消費生活センターからの助言

- 電話や電気の契約は、契約書等を取り交わさなければ契約は成立しないという訳ではありません。口頭でも契約は成立します。
- 勧誘電話を受けた後に電話会社や電力会社から書面が届いたら、放置せず、すぐに開封して書面の内容を確認しましょう。書面の記載内容がよくわからない場合には、五所川原市消費生活センターにご相談ください。
- 事例のような被害に遭ったら、早めにご相談ください。相談が早ければ早いほど、クーリングオフ等により難く解約できることも少なくありません。ただし、契約日から数カ月が経過した後になって初めてご自身が被害に遭ったことに気が付くこともあります。その場合でも、あきらめずにご相談ください。

～五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先～

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel.33-1626 Tel.26-5881 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	Tel.局番なし188(いやや) / 月～金 9:00～17:30 / 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel.0120-102-143 月～金、第2・4土曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市子育て支援課	Tel.35-2111 (内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市健康推進課	Tel.35-2111 (内線2385) <要予約> 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市地域包括支援センター	Tel.35-2111 (内線2462) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	Tel.39-1212 24時間
交通事故相談	交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談	交通事故相談所	Tel.017-734-9235 月～金 9:00～16:00